

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター役員等報酬規程

〔規程第12号〕

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号、定款第13条及び第29条の規定に基づき、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員等の報酬は、常勤役員等にあつては本給及び地域手当とし、非常勤役員等については、非常勤役員等手当とする。

(地域手当)

第3条 地域手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第11条の2の規定を準用する。

(本給及び地域手当の支給日並びに支給方法)

第4条 常勤の役員等の本給及び地域手当の支給日は、毎月15日とする。

ただし、15日が土曜日に当たるときは14日とし、日曜日に当たるときは16日（16日が祝日又は休日に当たるときは13日）に支給する。

2 常勤の役員等の本給及び地域手当は、法令等に基づきその報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残金を現金で直接本人に支給する。ただし、本人の申し出に基づき、本人名義の金融機関口座への振込方法をもって、これに替えることができる。

(新たに常勤の役員等となった者の本給及び地域手当)

第5条 月の初日以外の日において、新たに任命された常勤の役員等に支給する当月分の本給及び地域手当の額は、それぞれ、第2条及び第3条に規定する額を、その月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が常勤の役員等となった日からその月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日に数を乗じて得た額とする。

(常勤の役員等でなくなった者の本給及び地域手当)

第6条 月の末日以外の日において退職し、又は解任された常勤の役員等に支給する当月分の本給及び地域手当の額は、それぞれ、第2条及び第3条に規定する額を、その月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において死亡した常勤の役員等に支給する死亡月分の本給及び地域手当の額は、第2条及び第3条に規定する額の全額とする。

(報酬等の決定基準)

第7条 常勤役員等の本給は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第8条 報酬のほか、常勤の役員等には、通勤手当を支給することができる。

2 常勤の役員等に支給する通勤手当は、職員の給与に関する条例第12条の規定を準用する。

(非常勤役員等手当)

第9条 非常勤役員等の報酬は、評議員会等への出席の都度1回2万円とし、常勤の役員等の報酬の支給方法に関する第4条の規定を準用して支給する。

ただし、評議員に対する報酬の年額合計は、定款に定める額の範囲内とする。

(端数の処理)

第10条 この規程に定めるそれぞれの給与計算において生じた、1円未満の端数の処理について、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人暴力団追放運動推進都民センター役員等の費用弁償に関する規程(平成4年5月1日規程第6号)は、廃止する。

別表 (報酬月額)

(単位：円)

号	本給	号	本給
第1号	700,000	第6号	750,000
第2号	710,000	第7号	760,000
第3号	720,000	第8号	770,000
第4号	730,000	第9号	780,000
第5号	740,000	第10号	790,000